

(関連分野)

環境・低炭素

(事業の名称)

リサイクルポート推進事業（リサイクル情報センター（仮称））

(関係省庁名)

国土交通省、経済産業省、環境省

事業の概要**(事業内容)**

リサイクルポート^(注1)における循環資源^(注2)の取扱量を拡大するため、循環資源のリサイクルに関する情報を企業や市民に提供するサービスを行う。

注1：循環資源を集積的なリサイクルを促進するための拠点となる港湾。東京港、酒田港など全国で21港が指定されており、循環資源を取り扱う港湾インフラの整備や、地域協議会による官民協力などの取組が進んでいる。

注2：廃棄物等のうち有用なもの。（廃プラ、木くず、石炭灰等）

【事業の例】

- ・ 地域の企業が新たな循環資源貨物を取り扱おうとする際に必要となる、地域住民への説明や行政への手続きについて、支援を行う。
- ・ 循環資源貨物の位置情報等を収集・管理・提供する仕組み（トレーサビリティ・システム）を構築し、貨物の荷主や受入事業者の求めに応じてこれらの情報を提供する。
- ・ 循環資源の需要と供給をマッチングさせるシステムを構築し、循環資源の販路の開拓や、新規のリサイクル事業の創出を支援する。

(設備・人員等の基準)

- ・ 地域基金協議会の自由設計。ただし、トレーサビリティやマッチングに関する情報を提供できる設備が必要。

(利用者の規模)

- ・ 地域基金協議会の自由設計。目安としては、1日当たりの平均利用者数は、2～3名程度（これ以上でもこれ以下でも可）。

(利用料)

- ・ 地域基金協議会の自由設計。ただし、設備費の償還やランニングコストに見合うだけの利用料の徴収は必要であり、無料にはしない。

(委託費水準)

- ・ 地域基金協議会の自由設計。

(関係者の役割)

都道府県：実施主体（施設や設備の確保、運営委託先の選定・監督）、都道府県基金から

<p>の運営委託費の支弁、連携体制の構築など</p> <p>市町村 : 連携体制の構築など</p> <p>国 : 事業運営全般に関する相談・助言、他機関への協力要請など</p>
<p>(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)</p> <p>制度改正 : 特になし</p>
<p>(期待される効果)</p> <p>定性的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のリサイクルポートにおける循環資源貨物の取扱いの信頼性の向上 ・ 循環資源貨物の取扱量の増加による地域活性化
<p>(先行事例)</p> <p>なし</p>
<p>(期間後の取扱い)</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先)</p> <p>国土交通省港湾局国際・環境課 課長補佐 吉川 / 係長 木村</p> <p>電話番号 : 03-5253-8685 / ファックス : 03-5253-1653</p>